20211019\_【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応について(その 70:コミュニティ隔離措置再変更、及び警戒レベル・システム対象地域の拡大(10月 15日発表))

## 【ポイント】

- ●フィリピン政府は、10月20日以降、マニラ首都圏 (NCR) を対象に設定されていた警戒レベル・システムのパイロット実施地域を拡大することも発表しました。
- ●ビサヤ地域では、東ネグロス州が「警戒レベル4」に、シキホール州が「警戒レベル3」に、またボホール州、セブ市、ラプラプ市、マンダウエ市及びセブ州が「警戒レベル2」に指定されています。

## 【本文】

- 1 フィリピン政府は、10月 20日以降、NCR を対象に設定されていた警戒レベル・システムのパイロット実施地域を、以下のとおり拡大することも発表しました。
- (1) 10月31日まで「警戒レベル4|を課す地域
  - ・地域7(中部ビサヤ地域):東ネグロス州
  - ・地域 11 (ダバオ地方): 西ダバオ州
- (2) 10月31日まで「警戒レベル3」を課す地域
  - ・地域 4A (カラバルソン地域):カヴィテ州、ラグナ州、リサール州
  - ・地域7(中部ビサヤ地域):シキホール州
  - ・地域11(ダバオ地方):ダバオ市、北ダバオ州
- (3) 10月31日まで「警戒レベル2」を課す地域
  - ・地域 4A (カラバルソン地域):バタンガス州、ケソン州、ルセナ市
  - ・地域 7 (中部ビサヤ地域):ボホール州、セブ市、ラプラプ市、マンダウエ市、セブ州
  - ・地域11(ダバオ地方):ダバオ・デ・オロ州、南ダバオ州、東ダバオ州
- (4)「警戒レベル1」に指定するための基準については、ワクチン接種優先順位の A2(高齢者)、A3(既往症のある人)のカテゴリー、及び、ワクチン接種可能な対象者の人口の少なくとも 70%が完全なワクチン接種を終えていることが追加されました。
- 2 上記、警戒レベルのガイドラインについては、以下の IATF ガイドラインを参照ください。
- ・パイロット地域における警戒レベル実施に関する IATF ガイドライン

https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sept/20211013-IATF-Guidelines-RRD.pdf

3 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制(検査・検疫措置を含む。) 等に関する最新情報に引き続き注意してください。

## 【関連情報】

- ●新興感染症に関する省庁間タスクフォース (IATF)
- ・決議第 144-D 号(警戒レベル・システム対象地域の拡大)

https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/10oct/20211018-IATF-Resolution-144D.pdf

●日本外務省・海外安全ホームページ(感染症危険情報:フィリピン)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo\_013.html#ad-image-0

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3:渡航は止めてください (渡航中止勧告)」が発出されています。

. . . . . . . . . . . . . . . .

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録:https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所: 7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話:(市外局番 032) 231-7321 FAX:(市外局番 032) 231-6843

ホームページ: https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html